

議案第7号

教育庁文書編さん保存規程の一部を改正する訓令について

教育庁文書編さん保存規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定め
る。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

教育庁文書編さん保存規程の一部を改正する訓令

教育庁文書編さん保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「課長補佐」を「班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

総務課

1 件名

教育庁文書編さん保存規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 課長補佐を班長に改める（第4条）。
- (2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

○教育庁文書編さん保存規程（総務課）

新旧対照表

新	旧
(文書保存管理主任) 第4条 文書主管課に文書保存管理主任（以下「管理主任」という。）を置き、文書担当の班長を充てる。	(文書保存管理主任) 第4条 文書主管課に文書保存管理主任（以下「管理主任」という。）を置き、文書担当の課長補佐を充てる。